

公益財団法人山崎香辛料振興財団

評議員及び役員の報酬及び費用に関する規程

平成 23 年 3 月 15 日 制 定  
令和 2 年 3 月 11 日 一部改正

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人山崎香辛料振興財団(以下「財団」という。)の定款第 1 5 条及び第 3 2 条の規程に基づき、評議員及び役員に対する報酬及び費用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第 1 2 条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 役員とは、定款第 2 6 条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (3) 常勤理事とは、理事のうち本財団を主たる勤務場所とし、週 3 日以上職務に従事する者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち常勤理事以外の者をいう。
- (5) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 1 3 号で定める報酬その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費を含む)、手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(評議員及び役員に対する報酬及び費用の支給)

第 3 条 本財団は、評議員及び役員の職務執行の対価として、評議員会で決議された報酬及び費用を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第 1 5 条に定める金額の範囲内で、「評議員及び役員の報酬等に関する支給基準」(以下「支給基準」という。)第 2 条第 1 項別表 1 に定める報酬を支給できる外、費用を支給することができる。
- 3 常勤理事には、次の各号の定めにより、報酬として役員報酬及び給与手当並びに費用を支給することができる。

- (1) 常勤理事の報酬は、年額600万円以内とし、各年度の予算に定められた範囲内において、評議員会の決議を経て、理事長が「支給基準」第2条第2項別表2に定めるものとする。
  - (2) 常勤理事の報酬については、年額分を12ヶ月に分割して俸給月額として支給する。
  - (3) 新たに常勤理事となったものには、その日から報酬を支給する。
  - (4) 常勤理事が離職又は死亡したときは、その日まで報酬を支給する。
  - (5) 前2号の規定により報酬を支給する場合にあっては、その報酬の額は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りにより計算する。
  - (6) 報酬の支給は、原則として毎月25日に支給する。
  - (7) 常勤理事には、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費を含む。)は支給し、退職手当は支給しない。
- 4 非常勤役員には、「支給基準」第2条第3項別表3に定める報酬を支給できる外、費用を支給することができる。
  - 5 評議員及び役員は、報酬及び費用の受取を辞退することができる。

附則 この規程は、平成23年3月15日に施行し、公益財団法人設立登記の日から適用する。

附則 この規程は、令和2年3月11日から施行し、同日から適用する。(第1条から第3条を変更)

公益財団法人 山崎香辛料振興財団

評議員及び役員への報酬等に関する支給基準

(目的)

第1条 この基準は、「評議員及び役員に対する報酬及び費用に関する規程」(以下「規程」という。)に基づき、評議員及び役員に対する報酬及び費用の支給基準を定めることを目的とする。

(評議員及び役員に対する報酬等)

第2条 評議員に対して支給することができる規程第3条第2項の報酬及び費用は、別表1によるものとする。

(別表1)

報酬	評議員会に出席の都度、1名あたり3万円に源泉徴収税額を加えた額
費用	評議員会に出席の都度、1名あたり交通費5千円

2 常勤理事に対して支給することができる規程第3条第3項第1号の報酬は、別表2によるものとする。

(別表2)

常勤理事1名当たりの報酬金額

役員	月額	年額	基準額
理事長(常勤)	45～50万円	540～600万円	540万円
常務理事(常勤)	40～45万円	480～540万円	480万円
理事(常勤)	35～40万円	420～480万円	420万円

3 非常勤役員に対して支給することができる規程第3条第4項の報酬及び費用は、別表3によるものとする。

(別表3)

(1) 非常勤理事

報酬	理事会に出席の都度、1名あたり3万円に源泉徴収税額を加えた額
費用	理事会に出席の都度、1名あたり交通費5千円

(2) 非常勤監事

報酬	評議員会及び理事会に出席の都度並びに監査実施の都度、1名あたり3万円に源泉徴収税額を加えた額
費用	評議員会及び理事会に出席の都度並びに監査実施の都度、1名あたり交通費5千円

附則 この支給基準は、令和2年3月11日から施行し、同日から適用する。  
なお、平成30年10月1日施行の「常勤理事報酬に関する支給基準」は、廃止する。